

はじめに

「バイオテクノロジー規制と自治体」 平成7（1995）年6月本研究会報告

1 種子法廃止と種苗法改正—概観と対立の諸相

資料2

対するに、林・後掲「追記：2. 改正法案に対する誤解に基づく反対」曰く、「一部の報道や SNS において、伝統野菜、伝統品種についても自家増殖が禁止されるかのような誤解に基づく反対運動が展開されている。…改正法案は、これら一般品種の自家増殖を制限するものではない。また、主要農作物種子法の廃止（平成30年4月）、植物新品種の遺伝資源の多様性確保（多様な種子の備蓄）は、種苗法とは次元の異なる農業政策の問題である。」（83頁）。

2 種苗法の改正動向 （資料1にそって説明）

3 種子法廃止と種子条例の制定動向 （資料1にそって説明）

4 今後の展望—若干のコメント

多面的な利害対立

種苗条例？—育成者権に関する独自の仕組みは、知的財産権の設定にかかわるので難しいのではないか（「考案保護条例」につき、齋藤『現代地方自治の法的基層』2012年、202頁以下参照）。

※付論 バイオ作物規制条例の動向（資料1にそって説明）

参考文献

齋藤誠『バイオテクノロジーの法規整—交差する公法と知的財産法』（2020年9月）（資料1（抜粋））及びそこに掲げた文献に加えて

林いづみ「家畜遺伝資源の不正流通防止制度の創設」ジュリスト1549号（2020年9月）

神山智美「種子法廃止と2020年度種苗法改正案から考える行政の役割と種子条例・種苗条例の今後（上・下）」自治総研2020年7・8月号

「農業の歴史から考える種苗法改正」（東京新聞2020年10月18日日曜版大図解 No. 1479）

#### 参考文献